

# 東日本大震災における中小企業支援策

経済産業委員会調査室      うちだ   ひろずみ   なかにし   しんすけ  
内田   衡純・中西   信介

## 1. はじめに

2011年3月11日午後2時46分に発生した東日本大震災は、最大震度7（マグニチュード9.0）を記録した地震と最高40mにも到達した巨大な津波により、東日本の太平洋沿岸部に未曾有の被害をもたらした。この震災により、東日本の太平洋沿岸部に所在する企業の多くが、工場や事業所、事業設備の損壊、喪失等の甚大な被害を受けている<sup>1</sup>。特に、2008年秋のリーマン・ショック以降の不況によって体力が弱っている中小企業にとっては、今回の震災が追い打ちとなり、その再建が困難な状況に追い込まれているものも少なくない。政府はこれまでに、平成23年度第一次補正予算（以下「第一次補正予算」という。）等を通じて、被災中小企業に対する既往債務の返済猶予や資金繰り支援等累次の対策を講じてきたところであり、災害からの復興支援に向けた一定のメニューが整えられた。しかし、震災から約3か月がたった現在でも、いまだ事業所の「復旧」のめどすら立たない中小企業は多く、本格的な「復興」（＝事業再建）に至るまでには相当の時間を要することが予想される。

以下、本稿では、これまでに把握できた中小企業の被害状況について整理するとともに、この間に講じられた中小企業支援策について概説する。なお、中小企業を取り巻く状況や支援策をまとめるに際しては、1995年1月に発生した阪神・淡路大震災のものと適宜比較することとした。

## 2. 東日本大震災の中小企業に対する影響

### （1）中小企業の被害状況

東日本大震災による中小企業の被害状況については、震災発生から約3か月たった時点においても、いまだ政府による正式な発表は行われていない。今回の震災は東日本の太平洋沿岸地域に広範囲にわたって甚大な津波被害をもたらしたことから、被害の正確な把握は困難を極めているものと思われる。本稿執筆に当たっては、株式会社東京商工リサーチ（以下「東京商工リサーチ」という。）による調査、被災地域の各商工会議所や商工会に対するヒアリング、各種マスコミ報道等を参考に、特に被害が大きいとされる東北4県（青森県、岩手県、宮城県及び福島県）の太平洋沿岸地域における中小企業の被害状況を集計した（図表1）。なお、福島県においては、地震・津波による被害に加え、東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故（以下「福島第一原発事故」とい

---

<sup>1</sup> 東京商工リサーチによれば、地震と津波による被害を受けた東北4県（青森県、岩手県、宮城県及び福島県）の太平洋沿岸部の44市区町村の被災地にあった企業数は3万2,341社、売上規模は9兆8,982億円に上る。  
([http://www.tsr-net.co.jp/news/analysis/2011/1209627\\_1903.html](http://www.tsr-net.co.jp/news/analysis/2011/1209627_1903.html))

う。)による影響が深刻であり、複合的な被害となっていることから、その被害状況については特に後述することとする。

図表 1 東日本大震災による被災中小企業数（青森県／岩手県／宮城県）

県	自治体	東京商工リサーチ調べ	各商工会議所・商工会調べ	
青森県	八戸市	326	・八戸商工会議所:被災事業所 <b>431</b> 被害金額約 <b>248億円</b>	
岩手県	宮古市	300	<ul style="list-style-type: none"> <li>・久慈商工会議所:被災会員 <b>81(事業所)／850(全事業所)</b></li> <li>・宮古商工会議所:被災会員 <b>610／1,290</b></li> <li>・釜石商工会議所:被災会員 <b>674／1,046</b></li> <li>・大船渡商工会議所においては<b>被害状況を把握できず</b></li> <li>・県沿岸部8の商工会:被災会員 <b>1,595／2,685</b></li> </ul>	
	下閉伊郡	365		
	上閉伊郡	167		
	釜石市	347		
	大船渡市	451		
	陸前高田市	227		
	合計	1,857		
宮城県	気仙沼市	717	<ul style="list-style-type: none"> <li>・気仙沼商工会議所:被災会員 <b>1,080～1,095／1,500</b></li> <li>・石巻及び塩釜商工会議所においては<b>被害状況を把握できず</b></li> <li>・仙台商工会議所:被災会員 <b>2,494／5,442</b></li> <li>・県沿岸部11の商工会:被災会員 <b>4,120／8,194</b></li> </ul>	
	南三陸町	195		
	石巻市	1,749		
	女川町	125		
	東松島市	330		
	仙台市	宮城野区		569
		若林区		155
	合計	3,840		

(注) 東京商工リサーチ調べは、当該自治体に本社を有する被災企業を集計したもの。また、各商工会議所・商工会調べは、被災地域の商工会議所や商工会による会員企業への連絡や会員企業からの報告を取りまとめたもの。数値は2011年5月末時点で入手できたものを掲載した。

(出所) 各種報道資料等から作成

## ア 青森県

青森県では八戸市沿岸部の被害が大きい。東京商工リサーチの調査によると、八戸市に本社を置く企業3,894社のうち、震災による津波の到達範囲に本社を有していた企業は326社に上る<sup>2</sup>。また、八戸商工会議所による被災事業所への聞き取り調査の中間まとめによると、八戸市沿岸部の中小企業431事業所が被災し、被害金額は約248億3,400万円に上る。業種別では水産加工業(約61億8,100万円)、製造業(約61億2,300万円)、倉庫業(約42億2,600万円)の上位3業種で総被害金額の3分の2を占めている<sup>3</sup>。被災企業の多くが、建物被害だけでなく建物内の設備についても損壊・冠水等の壊滅的な被害を受けており、深刻な状況にある。

## イ 岩手県

三陸海岸の名で知られる岩手県の太平洋沿岸部は、今回の震災に伴う津波によって、ほぼ全域が被害を受けることとなった。東京商工リサーチの調査によると、太平洋沿岸部<sup>4</sup>の地域に本社を有する企業2,769社の約3分の2にあたる1,857社が全壊、半

<sup>2</sup> [http://www.tsr-net.co.jp/news/analysis/2011/1210928\\_1903.html](http://www.tsr-net.co.jp/news/analysis/2011/1210928_1903.html)

<sup>3</sup> 『読売新聞』(2011.5.7)

<sup>4</sup> 久慈市、九戸郡、普代村は調査対象外。

壊、浸水等の被害を受けた<sup>5</sup>。また、岩手県の太平洋沿岸部にある4商工会議所<sup>6</sup>と8商工会<sup>7</sup>による調査報告を集計したところ、それぞれの会員企業の合計約5,800事業所のうち、半数以上の約2,960事業所が被災した。なお、大船渡商工会議所では会員企業の約8割が被災していると思われるものの、事業主の所在不明などにより被害状況を把握できていない状況にある。

## ウ 宮城県

宮城県でも、太平洋沿岸部のほぼ全ての地域が津波による被害を受けている。東京商工リサーチの調査では、県北部沿岸の気仙沼市から仙台市若林区までの地域に本社を有する企業のうち3,840社が被災した。特に、石巻市での被害が大きく、地場産業の7割にあたる1,749社が浸水等の被害を受けた<sup>8</sup>。また、宮城県の太平洋沿岸部にある4商工会議所<sup>9</sup>と11商工会<sup>10</sup>による調査報告の集計によると、それぞれの会員企業の合計約1万5,100事業所のうち、半数以上の約7,700事業所が被災した。なお、石巻及び塩釜の両商工会議所では会員企業の被災状況を把握できておらず、他の商工会議所や商工会においても連絡のつかない会員企業があり、被害状況は今後更に拡大することが懸念されている<sup>11</sup>。

### (2) 悪化する中小企業の景況

東日本大震災の影響を受けて、中小企業の景況は急速に悪化している。日本商工会議所、全国商工会連合会及び全国中小企業団体中央会がそれぞれ毎月発表している景況調査によれば、中小企業や小規模企業の景況は、震災が発生した2011年3月と翌4月の2か月の合計で、それぞれマイナス16ポイント以上の落ち込みを見せ、阪神・淡路大震災が発生した1995年1月と翌2月の景況の変化と比較しても大きな下落幅となっており、東日本大震災が全国の中小企業の経営に大きな影響を及ぼしていることが分かる(図表2)。業種別では、原材料不足や部品の調達難が続く製造業、深刻な資材の入手困難に直面し、需要があっても工事の受注ができない建設業、商品の入荷が滞っている状況に加え、自粛ムードによる買い控えが生じた小売業、計画停電や自粛ムード、風評被害によるイベントの中止や宿泊キャンセルが続いたサービス業等の幅広い業種に震災の影響が及んでおり、5月以降の先行きについても、福島第一原発事故の長期化と節電に伴う生産の停滞、消費低迷の長期化等により、厳しい状況が続くことが懸念されている。

<sup>5</sup> [http://www.tsr-net.co.jp/news/analysis/2011/1211230\\_1903.html](http://www.tsr-net.co.jp/news/analysis/2011/1211230_1903.html)

<sup>6</sup> 4商工会議所は、久慈、宮古、釜石及び大船渡の各商工会議所。

<sup>7</sup> 8商工会は、洋野町、野田村、普代、田野畑村、岩泉、山田町、大槌、陸前高田の各商工会。

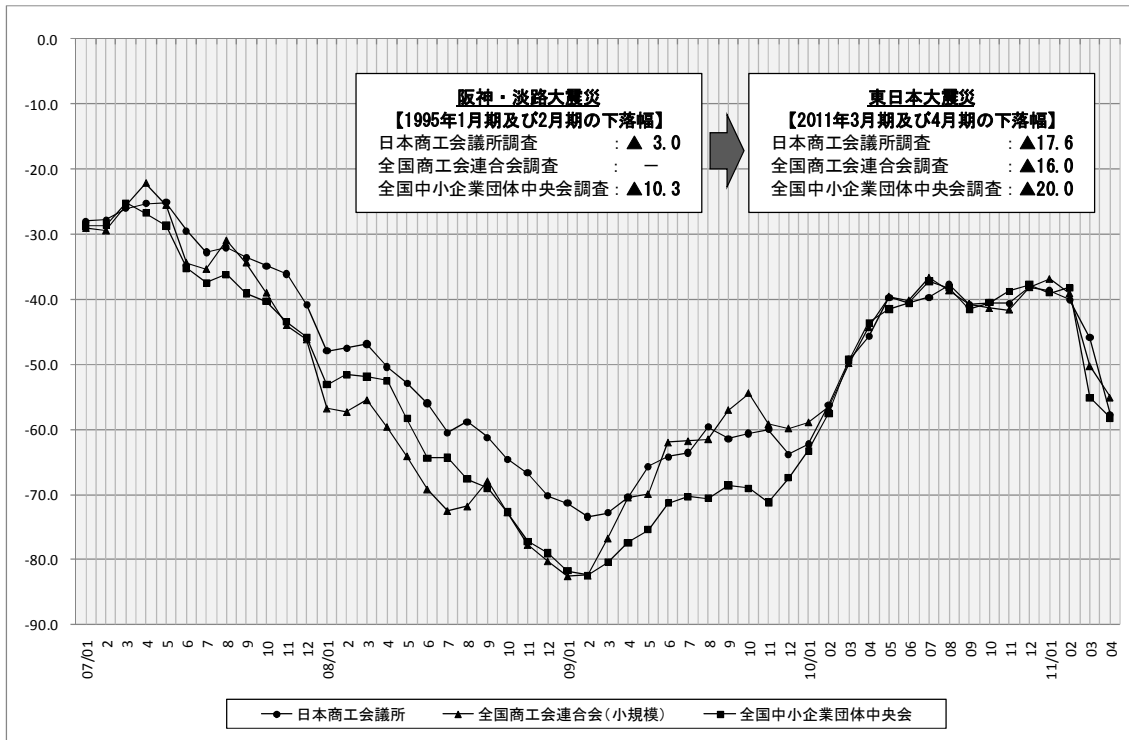
<sup>8</sup> 『朝日新聞』(2011.5.16)

<sup>9</sup> 4商工会議所は、気仙沼、石巻、塩釜及び仙台の各商工会議所。

<sup>10</sup> 11商工会は、本吉唐桑、南三陸、石巻かほく、石巻市牡鹿稲井、女川町、東松島市、利府松島、多賀城・七ヶ浜、名取市、岩沼市、亘理山元の各商工会。

<sup>11</sup> 『日刊工業新聞』(2011.5.24)

図表2 中小企業の景況（2007年以降）



- (注) 1. 日本商工会議所による中小企業の景況は、全国 408 商工会議所が 2,688 企業・業種組合に対してヒアリングをしたもの。  
2. 全国商工会連合会による小規模企業の景況は、全国約 300 商工会の経営指導員に対して調査票への記入調査をしたもの。  
3. 全国中小企業団体中央会による中小企業の景況は、都道府県中央会に設置されている情報連絡員に対して調査したもの。

(出所) 日本商工会議所『商工会議所 L O B O (早期景気観測)』、全国商工会連合会『小規模企業景気動向調査』、全国中小企業団体中央会『中小企業月次景況調査』

### (3) 震災関連の企業倒産動向

東日本大震災に関連した企業の経営破綻も増加している。東京商工リサーチの調べによると、震災発生の日3月11日から6月7日までの約3か月間に、倒産<sup>12</sup>が104件、事業停止や弁護士一任、破産準備中などの法的手続中の実質破綻が52件発生しており、特に、被災地である東北や関東において集中している(図表3)。また、震災発生から約3か月間の倒産件数の累計数は、阪神・淡路大震災時よりも

図表3 東日本大震災関連の経営破綻

(単位:件)

	倒産	破綻	合計
北海道	9	0	9
東北	22	14	36
関東	43	16	59
中部	9	4	13
北陸	4	3	7
近畿	8	7	15
中国	0	3	3
四国	2	0	2
九州	7	5	12
合計	104	52	156

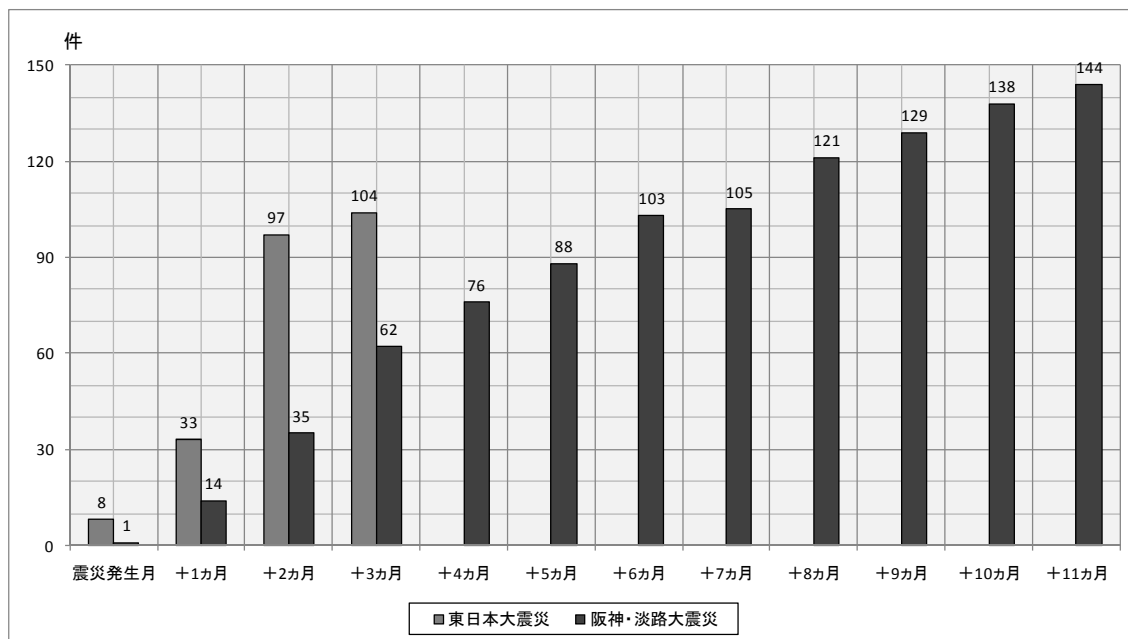
(注) 数値は2011年6月7日時点のもの

(出所) 東京商工リサーチ

<sup>12</sup> 倒産は、負債総額1,000万円以上の法人及び個人企業を対象とし、会社更生法、民事再生法、破産、特別清算を裁判所に申請した企業(法的倒産)と手形決済などで6か月間に2回の不渡りを出し、銀行取引停止処分を受けた企業又は企業が経営破綻により事業継続を断念したが、法的手続を採らず弁護士などに事後を一任して私的整理(内整理)を明らかにした企業(私的倒産)のいずれかに該当するケースの集計による。

3か月程度早いペースで急増しており(図表4)、被害の大きさを再認識するとともに、今後の動向が懸念されている<sup>13</sup>。

図表4 震災関連倒産企業数(累積)の比較



(注) 数値は2011年6月7日時点のもの

(出所) 東京商工リサーチ

#### (4) これまでの中小企業支援策

東日本大震災の発生以降、政府は、累次の中小企業支援策を講じてきた。その内容は、基本的には阪神・淡路大震災の際に講じられた支援策を踏襲するものであるが、今回の震災の甚大な被害状況に応じて、それらを適宜拡充したものとなっている(図表5から図表8)。なお、支援の対象についても、地震・津波等の影響で直接的に被害を受けた中小企業者に対してだけでなく、その者と相当の取引関係があり、かつ業況が悪化している中小企業者に対しても支援が行き届くよう対策が講じられている。

以下、これまでに講じられた中小企業支援策に関して、資金繰り、税制、事業用施設の復旧・整備及びその他の支援策に分類し、概説する。

<sup>13</sup> 東京商工リサーチは、「東日本大震災関連の倒産は、阪神・淡路大震災と比べ、地域や業種が広範囲にわたる。阪神・淡路大震災では兵庫の震災関連は、直接型の比率が年間で9割を占めたが、東日本大震災では東北の直接型比率は36.3%に過ぎない。むしろ、全国的にサプライチェーン寸断による原料資材や商品の不足、消費自粛の影響など間接的要因が目立っている。今後はさらに電力問題、放射能の風評被害なども広がるのが懸念される。被災地の実態が次第に明らかになるにつれ、設備や仕入・販売先など事業基盤の喪失、震災前の債務(借入・一般債務)負担などで存続をあきらめる被災企業の増える可能性もある。」と指摘する。

([http://www.tsr-net.co.jp/news/analysis/2011/1211542\\_1903.html](http://www.tsr-net.co.jp/news/analysis/2011/1211542_1903.html))

## ア 資金繰り支援

被災中小企業に対する資金繰り支援策としては、既往債務の返済猶予の措置<sup>14</sup>に加え、株式会社日本政策金融公庫（以下「政策公庫」という。）及び株式会社商工組合中央金庫（以下「商工中金」という。）といった政府系金融機関による融資制度、信用保証制度、各種共済制度等による支援が行われている（図表5）。

政府系金融機関による融資制度は、震災発生当日に行われた初動の対応<sup>15</sup>において「災害復旧貸付」が実施され、その後も激甚災害の指定に伴い、金利引下げ等の措置が行われた。また、5月2日に成立した第一次補正予算<sup>16</sup>において「東日本大震災復興特別貸付」が創設され、新たに長期かつ低金利の貸付制度が整備された。なお、独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「中小機構」という。）が創設する基金を活用した「特別利子補給制度」が整備され、事業所が全壊又は流失した中小企業に対して、県の財団法人等を通じた融資の無利子化が行われることとなった。

信用保証制度においても、初動の対応において、激甚災害の指定に伴う「災害関係保証」が発動され、被災中小企業が金融機関から借入れ等を行う場合に、罹災証明を受けた中小企業に対して信用保証協会が別枠で100%の保証を行う体制が整えられた。また、第一次補正予算及び「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」（平成23年法律第40号、以下「東日本大震災財政援助助成法」という。）の成立に伴い、「東日本大震災復興緊急保証」が創設され、既存の災害関係保証やセーフティネット保証に加えて、直接的又は間接的（風評被害を含む）に著しい被害を受けている中小企業を対象として保証限度額等を更に拡充した信用保証制度が整備された。

なお、融資や信用保証以外の資金繰り支援策としては、小規模企業共済制度における災害時貸付<sup>17</sup>の適用や、東日本大震災財政援助助成法の成立によって措置された小規模企業者等設備導入資金助成法の特例<sup>18</sup>等がある。

---

<sup>14</sup> 政府は、3月11日付けで、経済産業省から政策公庫、商工中金及び信用保証協会に対して、また、金融庁から銀行や信用金庫等の民間金融機関に対して、既往債務の返済猶予・審査等手続の簡素化の要請を行った。

<sup>15</sup> 経済産業省が初動の中小企業対策として講じた措置としては、このほかに、政策公庫等における特別相談窓口の設置、小規模企業共済制度や中小企業倒産防止共済制度における共済掛金の納付・共済金貸付金の返済支払の猶予等がある。

<sup>16</sup> 第一次補正予算においては、中小企業の資金繰り対策として、5,100億円程度の予算措置が講じられ、その事業規模は約10兆円程度に及ぶ。

<sup>17</sup> 災害によって直接・間接に被害を受けた共済契約者等に対して、原則即日・低利で融資を行う制度。なお、3月18日には貸付金利の無利子化、貸付限度額の引上げ等の大幅な条件緩和が行われるとともに、資材等の流通難、風評被害等の影響によって1月間の売上高が前年同月に比して急激に減少することが見込まれる契約者に対して、緊急経営安定貸付を適用することとした。

<sup>18</sup> 小規模企業者等設備導入資金制度は、信用力や資金調達力が脆弱な小規模企業者等に対して、創業及び経営基盤の強化に必要な設備導入を促進するため、各都道府県の貸与機関に県及び国の資金を貸し付け、設備資金の無利子貸付及び設備貸与を実施する制度。今回の措置により、小規模企業者等設備導入資金制度に関する設備について、甚大な被害を受けた制度利用者は、当該設備等の被災状況により災害免除又は返済期間の2年以内の延長を受けることが可能となり、また、同制度を利用して復興のための新たな設備導入を行う場合にも、返済期間を9年（通常は7年）とした。

図表5 被災中小企業に対する資金繰り支援

	東日本大震災	阪神・淡路大震災
融資	<p><b>【東日本大震災復興特別貸付】</b> ※災害復旧貸付の拡充                      対象：①直接被害者 ※原発事故に係る警戒区域等の区域内の者も含む                      ②間接被害者 ※直接被害者との取引依存度が2割以上の要件あり                      ③その他震災の影響により業況が悪化している者(風評被害含む)                      貸付限度額：[別枠]中小事業7.2億円 国民事業4,800万円                      貸付期間：運転8年 設備15年                      据置期間：最大3年                      貸付利率：中小事業1.75% 国民事業2.25%                      ※売上等が減少している場合等最大▲0.5%の金利減免措置あり</p> <p><b>【直接被害者・間接被害者(上記①、②)に対し更に「別枠」を用意】</b>                      貸付限度額：[別枠]中小企業3億円 国民事業6,000万円                      貸付期間：①運転15年 設備20年                      ②運転、設備ともに15年                      据置期間：①5年 ②3年                      貸付利率：①②ともに中小事業1.75% 国民事業2.25%                      ※ただし、貸付後3年間、中小1億円国民3,000万円を上限としてさらに▲1.4%                      ※4年目以降及び上限を超える部分については▲0.5%</p> <p><b>【特別利子補給制度の創設】</b>                      ※事業所が全壊等した直接被害者等に対して、貸付後3年間実質無利子にする制度                      対象：①事業所が全壊又は流失した中小企業者                      ②警戒区域等内の中小企業者                      対象貸付額：中小企業1億円 国民事業3,000万円                      適用期間：3年</p> <p><b>【小規模事業者向け融資(マル経)制度の震災特別枠】</b>                      対象：直接的又は間接的に被害を受け、商工会・商工会議所等が策定する                      「小規模事業者再建支援方針」に沿って事業を行うことが見込まれる者                      貸付限度額：[別枠]1,000万円                      貸付期間：運転7年 設備10年                      据置期間：運転1年 設備2年                      貸付金利：1.05%(貸付後当初3年間)</p>	<p><b>【災害復旧貸付の拡充】</b>                      対象：①激甚災害による被災都道府県(大阪府及び兵庫県)に事業所を有し、かつ直接被害及び間接被害を受けた者                      ②被災都道府県内の取引先が被害を受けた間接被害者                      貸付限度額：[別枠]中小公庫3億円 国民公庫6,000万円                      貸付期間：運転10年 設備15年                      据置期間：2年 ※被害の著しい者については5年                      貸付利率：3.0% ※被害の著しい者については300万円までを2.5%</p> <p><b>【中小企業体質強化資金の特別融資】</b>                      ※国と地方公共団体の応分の資金供給による被災中小企業者に対する経営安定のための特別融資                      貸付限度額：5,000万円                      貸付期間：10年                      据置期間：3年                      貸付利率：2.5%</p> <p><b>【(財)阪神・淡路大震災復興基金による利子補給】</b>                      対象貸付額：2,000万円(災害復旧貸付・中小企業体質強化資金の合算)                      適用期間：3年                      利子補給率：2.5%</p> <p><b>【小企業等経営改善資金融資(マル経)制度の充実】</b>                      ※経営指導を受けた小企業等を対象とした本制度を拡大                      貸付限度額：550万円→750万円                      貸付期間：運転4年 設備6年                      据置期間：運転、設備ともに6か月                      貸付金利：3.15%</p>
	<p><b>【東日本大震災復興緊急保証】</b>                      対象：①特定被災区域内の業者、又は取引関係がある業者で、かつ業況が悪化している者(売上高等が震災後3か月につき前年同月比▲10%)                      ②原発事故に係る警戒区域等の区域内の者                      ③風評被害により急激に業況が悪化している者(売上高等が震災後3か月につき前年同月比▲15%)                      保証限度額：[別枠]無担保8,000万円 最大2億8,000万円                      保証料率：0.8%以下                      保証割合：100%</p> <p><b>【災害関係保証/セーフティネット保証(5号)】</b>                      対象：(災害関係保証) 直接被害者、原発事故に係る警戒区域等の区域内の者                      (セーフティネット保証) 指定業種に属し、売上高の減少等について市町村の認定を受けた者 ※最近3か月の売上高の前年同月比が▲5%等の基準あり                      保証限度額：[別枠]無担保8,000万円 最大2億8,000万円                      保証料率：概ね0.7%~1.0%                      保証割合：100%</p>	<p><b>【災害関係保証の拡充】</b>                      対象：大阪府及び兵庫県に事業所を有する中小企業者であって、取引数量等の減少により、経営の安定に支障を生じている者                      保証限度額：[別枠]無担保3,500万円 最大2億3,500万円                      保証料率：0.57%→0.41%</p> <p><b>【無担保・無保証人の信用保証枠の拡充】</b>                      ※特別小口保険について、別枠を設定・拡充し、追加別枠に係る「小企業者」要件を撤廃                      小規模企業者 500万円→2,500万円                      一般の中小企業者 0→1,000万円</p>
	<p><b>【小規模企業共済制度による支援】</b>                      ①災害時貸付…災害によって直接・間接に被害を受けた契約者に対する貸付制度                      ②緊急経営安定貸付…資材等の流通難、風評被害等の影響によって売上高が急激に減少することが見込まれる契約者に対する貸付制度                      貸付限度額：①2,000万円 ②1,000万円                      貸付期間：(500万円以下) ①4年 ②3年                      (500万円以上) ①6年 ②5年                      据置期間：①のみ12か月                      貸付金利：①②ともに0.9% ※①のうち、直接被害に限り、無利子                      ※いずれの貸付制度とも、担保・保証人は不要                      ※契約者本人が震災で行方不明になった場合、「擬制死亡」の手続きを待たず給付措置あり</p> <p>③共済加入者の負担軽減措置                      ・掛金納付期限について、最長1年間の延長                      ・貸付金の償還期限について、最長6か月の延長                      ・延長期間に係る金利の免除</p>	<p><b>【小規模企業共済制度による支援】</b>                      ①傷病災害時貸付                      ※共済契約者に対して納付した掛け金の範囲内で簡易・迅速に貸し付ける制度                      対象：直接被害を受けた小規模企業共済加入者                      貸付限度額：500万円                      貸付期間：3年                      据置期間：6か月                      貸付金利：5.0%</p> <p>②共済加入者の負担軽減措置                      ・掛金納付期限について、最長1年間の延長                      ・貸付金の償還期限について、最長6か月の延長                      ・延長期間に係る金利の免除</p>
	<p><b>【中小企業倒産防止共済制度による支援】</b>                      ①以下の2項目を共済事由に追加                      ・受け取った手形の不渡り処分が猶予された場合                      ・震災により死亡・行方不明等となった事業者に対する回収困難な場合                      ②共済加入者の負担軽減措置                      ・掛金納付期限について、最長1年間の延長                      ・貸付金の償還期限について、最長6か月の延長                      ・延長期間に係る金利の免除                      ※一時貸付金(臨時の事業資金が必要な契約者に対する貸付制度)も利用可</p>	<p><b>【中小企業倒産防止共済制度による支援】</b>                      ※取引先企業が倒産した場合に、積み立てた掛け金総額の10倍を限度として、無担保・無保証人で行う貸付制度                      ①共済加入者の負担軽減措置                      ・掛金納付期限について、最長1年間の延長                      ・貸付金の償還期限について、最長6か月の延長                      ・延長期間に係る金利の免除</p>
<p><b>【小規模企業者等設備導入資金の特別措置】</b>                      ※小規模企業者等の創業及び経営基盤の強化に必要な設備導入を促進するため、各都道府県の貸与機関に県及び国の資金を貸し付け、設備資金の無利子貸付及び設備貸与を実施する制度                      ・被災状況により、既往債務の免除又は最大2年間の延長                      ・新規借入金の償還期間を7年以内→9年以内に延長</p> <p><b>【既往債務の負担軽減】</b>                      ・民間金融機関・公的金融機関に、借入金の返済猶予等の対応を要請                      ・リース事業者に、リース支払いの猶予について柔軟な対応を要請</p>	<p><b>【中小企業設備近代化資金の特別措置】</b>                      ※小規模企業者等設備導入資金の前身                      ・中小企業近代化資金等助成法第8条に基づき、債務の償還を免除                      ・貸付金等の償還を最大2年間延長                      ・新規借入金の償還期間を5年以内→7年以内に延長</p> <p><b>【既往債務の負担軽減】</b>                      ・政府系中小企業金融3機関に対し、既往債務の返済猶予を要請</p>	
その他		

(出所) 経済産業省資料から作成

## イ 税制支援

被災した中小企業者に対する税制上の支援については、4月27日に公布・施行された、「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」（平成23年法律第29号）又は「地方税法の一部を改正する法律」（平成23年法律第30号）において措置されている。

図表6 被災中小企業者に対する税制上の主な特例措置

	東日本大震災	阪神・淡路大震災
申告・納付等期限の延長	【国税】【地方税】 ・青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県に納税地を有する者に対して、震災発生日以後に到来する全ての税目について申告・納税等の期限を延長（以外の地域についても個別に期限延長を認める）	【国税】【地方税】 ・被災地18市町村に納税地を有する者に対して、震災発生日以後に到来する国税及び地方税の申告・納税等の期限を延長
災害減免法による減免	【所得税】【個人住民税】【個人事業税】 ・住宅や家財の損失に係る災害減免法の適用について、H22年分所得での適用を可能とする	【所得税】【個人住民税】【個人事業税】 ・住宅又は家財について甚大な被害を受けた者については、H6年に被害を受けたものとし、所得税の減免を受けることができることとした
雑損控除	【所得税】【個人住民税】 ・住宅や家財等に係る損失の雑損控除についてH22年分所得での適用を可能とする ・繰越し可能期間を3→5年とする	【所得税】【個人住民税】 ・住宅家財等の損失につき、H6年分の総所得金額等から雑損控除として控除できることとした
被災事業用資産の損失の特例	【所得税】【個人住民税】【個人事業税】 ・H22年分所得の計算上、被災事業用資産の損失の必要経費への算入を可能とする ・繰越し可能期間を3→5年とする	【所得税】【個人住民税】【個人事業税】 ・事業用資産等の損失につき、H6年分の事業所得の金額等の計算上、必要経費に算入できることとした
震災損失による還付	【法人税】 ・H23.3.11からH24.3.10までの間に終了する事業年度において、法人の欠損金額のうち震災損失金額がある場合には、その震災損失金額の全額について2年間まで遡って繰戻し還付を可能とする	【法人税】 ・H7.1.17からH8.1.16までの間に終了する各事業年度において生じた欠損金額のうち震災損失金額がある場合には、当該事業年度開始の前日1年以内に開始した事業年度の法人税額のうち震災損失金額に対応する部分の金額を還付する
被災代替資産等の特別償却	【所得税】【法人税】【事業税】【住民税】 ・H23.3.11からH28.3.31までの間に、①被災した資産（建物、構築物、機械装置、船舶、航空機、車両）の代替として取得する資産、②被災区域内において取得する資産（建物、構築物、機械装置）について、特別償却を可能とする ・償却率は、H26.3.31以前に取得した場合、建物・構築物について15%（中小企業者等は18%）、機械装置・船舶・航空機・車両について30%（中小企業者等は36%）とし、H26.4.1以後に取得した場合はこれらの2/3の率とする	【所得税】【法人税】 ・H7.1.17からH12.3.31までの措置として、建物、構築物若しくは機械装置で大震災により滅失し、若しくは損壊した建物、構築物若しくは機械装置の代替資産等又は被災区域及び当該被災区域である土地に付随して一体的に使用される土地の区域内において取得する一定の建物、構築物若しくは機械装置について、建物又は構築物については取得価格の15%（中小企業者等は18%）、機械装置については取得価格の30%（中小企業者等は36%）の特別償却を認める ・H10.4.1以後に取得した場合はこれらの2/3の率とする
大震災関連寄附に係る寄附金控除の拡充等	【所得税】【法人税】 ・H23、H24、H25年分の所得税において、大震災関連寄附について、寄附金控除の控除可能限度率を総所得の40%→80%に拡大する ・認定NPO法人等が、大震災に関して被災者の救援活動等のため募集する寄附について、指定寄附金として指定した上で、税額控除制度を導入する（税額控除率40%、所得税額の25%を限度）	措置なし
指定地域内の土地等の評価に係る基準時の特例等	【相続税】【贈与税】 ・大震災前に取得した財産に係る相続税・贈与税で大震災後に申告期限が到来するものについて、指定地域内の土地等及び一定の非上場株式等の価格と大震災後を基準とした評価額とすることを可能とするともに、その申告期限を延長する	【相続税】【贈与税】 ・H7.1.16以前の相続又は贈与に係る相続税又は贈与税で、H7.1.17以後に申告期限が到来するものについては、その課税価格の計算上、指定地域内の土地及び一定の非上場株式等の価格は、大震災の発生直後の価格によることができることとする ・H7.10.30までに申告期限が到来するものについては、その申告期限をH7.10.31まで延長する
買換え車両に係る課税の免除	【自動車重量税】【自動車取得税】【自動車税】【軽自動車税】 ・被災者が買換え車両を取得した場合、自動車重量税、自動車取得税を免除するとともに、H23年度からH25年度までの各年度分の自動車税、軽自動車税を免除する	措置なし
土地及び家屋に対する課税免除	【固定資産税】【都市計画税】 ・津波により甚大な被害を受けた区域として市町村長が指定する区域内に所在する土地及び家屋について、H23年度分の課税を免除する	【固定資産税】【都市計画税】 ・被災固定資産のH7年分の固定資産税・都市計画税を減免

（出所） 経済産業省等資料から作成



主な特例措置としては、国税について、所得税における雑損控除の特例や被災事業用資産の損失の特例、法人税における震災損失の繰戻しによる還付等の特例等の措置が、また、地方税について、個人住民税における雑損控除の特例や被災事業用資産の損失の特例、津波により甚大な被害を受けた区域内の土地及び家屋に対する平成 23 年度分の課税免除等の措置が講じられている<sup>19</sup>（図表 6）。

#### ウ 事業用施設の復旧・整備に対する支援

今回の震災では、津波によって、多くの工場や事業所、店舗が流失してしまったため、中小企業者が早期に事業を再開するためには、これらの代替となる施設の整備が急務となっている。そこで、中小機構では、仮設店舗・仮設工場を早期に整備し、市町村が定める一定の要件の下で中小企業の入居を認めることとしている。また、事業協同組合等の共同工場・共同店舗や商工会・商工会議所の施設、商店街の施設等の復旧・整備に対する補助・融資も行われている<sup>20</sup>。

また、施設の復旧・整備に関しては、法改正や新たな法律の制定なしに素早く貸付条件を緩和できる点から、「高度化貸付」が注目されている<sup>21</sup>。高度化貸付は、事業協同組合等が行う工場団地や共同店舗等の施設整備事業に対して、中小機構と都道府県が協調して貸付けを行う制度であり、両者の負担出資比率を柔軟に変更できることから、被災自治体に負担を強いることなく中小企業に資金を供給することが可能となる。なお、今回の震災を受けて、政府は、高度化貸付における貸付条件や貸付対象を大幅に緩和するとともに、震災以前の貸付けに対しては、特段の要件を課さずに返済の猶予や返済期限の延長に応じることとし、県との調整によっては債権放棄にも応じるとしている。（図表 7）

---

<sup>19</sup> 他の税制上の措置については、国税について『東日本大震災への税制上の対応（第一弾）（国税）』（財務省）、地方税について『東日本大震災への税制上の対応（地方税・第一弾）』（総務省）を参照。

<sup>20</sup> 複数の中小企業者等（中堅・大企業の参画も可）から構成されるグループが復興事業計画を作成し、認定を受けた場合に、施設・設備の復旧・整備について補助を受けることができる制度も整備された。

<sup>21</sup> 『日刊工業新聞』（2011. 6. 3）

図表7 事業用施設の復旧・整備支援に対する支援策

	東日本大震災	阪神・淡路大震災
仮設店舗・仮設工場等の整備	<p><b>【(独)中小機構による仮設店舗・仮設工場の整備】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中小機構が仮設施設を整備し、市町村に一括貸与</li> <li>・市町村が入居者及び入居条件を決定して、中小企業者に貸出し</li> <li>※入居する中小企業者に対して、県の中小企業支援機関から、設備資金を無利子で貸し付ける制度あり(貸付条件は高度化スキームと同じ)</li> </ul> <p>《施設利用条件等》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>入居期間:1~2年を想定(具体的には市町村が判断)</li> <li>賃料:原則無料 ※水道光熱費は入居者負担</li> <li>施設仕様:店舗 50㎡/区画 工場 100㎡/区画</li> </ul>	<p><b>【中小企業事業団による仮設店舗・仮設工場の整備】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>貸付対象:地方公共団体、第3セクター等</li> <li>貸付割合:90%以内(国:県)=(85:5)</li> <li>償還期間:20年</li> <li>据置期間:5年</li> <li>貸付金利:無利子</li> </ul> <p>《施設利用条件等》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>入居期間:5年(当初入居期間3年。その後2年を限度に延長可)</li> <li>賃料等:家賃500円/月・㎡、共益費10円/月・㎡</li> </ul> <p><b>【貸共同工場・店舗等の整備】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>※地方公共団体、第3セクター等が中小企業者に賃貸するための共同工場、共同店舗等を整備する事業の支援</li> <li>・貸付条件は、仮設店舗等と同じ</li> </ul>
中小企業グループに対する復旧・復興への補助	<p><b>【中小企業等復旧・復興支援補助】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>※複数の中小企業等から構成されるグループが復興事業計画を作成し、認定を受けた場合に施設・設備の復旧・整備について補助を受けることができる制度</li> <li>貸付対象:中小企業等から構成されるグループ(中堅・大企業も参画可)、事業協同組合等、商店街</li> <li>貸付要件:以下の二つを踏まえて計画を認定されること             <ol style="list-style-type: none"> <li>①地域経済におけるグループの機能の重要性(事業・雇用規模等)</li> <li>②震災による被害の大きさ</li> </ol> </li> <li>補助率:国1/2 県1/4(中堅・大企業の場合、国1/3 県1/6)</li> </ul>	措置なし
事業協同組合等の共同施設の復旧への補助	<p><b>【事業協同組合等の共同施設復旧補助】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>対象:事業協同組合等</li> <li>補助対象:共同施設(倉庫、生産・加工施設、原材料置場、付帯設備等)</li> <li>補助要件:以下の全てを満たす施設の復旧経費             <ol style="list-style-type: none"> <li>①復旧経費が30万円以上の施設</li> <li>②被害共同施設の復旧経費の平均が150万円以上の施設</li> <li>③利用構成員一人当たりの復旧経費が10万円以上等</li> </ol> </li> <li>補助率:国1/2 県1/4</li> </ul>	<p><b>【中小企業組合等共同施設災害復旧補助金】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>対象:事業協同組合等</li> <li>補助対象:共同施設(倉庫、生産・加工施設、原材料置場、付帯設備等)</li> <li>補助率:国1/2 県1/4</li> </ul>
商店街に対する災害復旧への補助	<p><b>【商店街実践活動事業】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>※被災地の復旧を早く軌道に乗せるため、コミュニティの重要な担い手である商店街の復旧を図る取組を支援</li> <li>対象:商店街振興組合等(任意の商店街も含む)</li> <li>補助対象:被災したアーケードの撤去等</li> <li>補助率:定額(10/10) ※1件あたり上限1,000万円、下限100万円</li> </ul>	<p><b>【商店街振興組合等の共同施設に対する補助】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>補助率:国1/2 県1/4</li> <li>※市の助成が1/4の場合は、自己負担は無しとなる。1/4に満たない場合でも、高度化融資との組合せによって自己負担は全事業費の0~2.5%になる。</li> </ul>
商工会、商工会議所の施設復旧への補助	<p><b>【商工会、商工会議所の機能回復に対する支援】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>※商工会、商工会議所が担っている地域の中小企業者に対する指導・相談の機能を回復するための制度</li> <li>補助対象:被災した施設等</li> <li>補助率:国1/2</li> </ul>	措置なし
高度化貸付	<p><b>【災害復旧高度化貸付】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>貸付対象:中小企業等のグループ、事業協同組合等、商工会・商工会議所</li> <li>※中小機構の仮設施設に入居の中小企業も対象となる</li> <li>返済期間:20年(設備は10年)</li> <li>据置期間:5年</li> <li>自己資金:貸付対象経費の1%又は10万円のいずれか低い額</li> <li>※都道府県は貸付対象経費の1%又は100万円のいずれか低い額を負担</li> <li>貸付金利:無利子</li> </ul> <p><b>【高度化貸付の既往債務の整理及び償還猶予等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①既往債務の迅速な整理(債権放棄を含む)</li> <li>②既往債務の償還猶予、返済期限の延長</li> <li>直接被害者:3年 間接被害者:1年</li> </ul>	<p><b>【災害復旧高度化事業の拡充】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>貸付対象:事業協同組合等、商店街振興組合</li> <li>第3セクター(新規追加)、商工会・商工会議所(新規追加)等</li> <li>貸付割合:90%以内(国:県)=(67.5:22.5)</li> <li>償還期間:20年</li> <li>据置期間:3年~5年</li> <li>申込期間:1年~3年</li> <li>貸付金利:無利子</li> </ul> <p><b>【高度化融資の既往債務の負担軽減】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・兵庫県及び大阪府の被災者が抱える償還期限を延長(最大3年)</li> </ul>

(出所) 経済産業省資料から作成

## エ その他の支援

被災中小企業に対するその他の支援策としては、図表8に掲げる措置等が講じられている。主なものとして、中小企業の被害状況を把握し、それを踏まえた上で必要な政策を検討・実施していくため、各関係機関による意見交換を行う場として、3月25日に「東北地方太平洋沖地震中小企業対策連絡本部」が設置された。また、震災により被害を受けた下請中小企業との取引に関し、親事業者に対して取引の維持・再開に配慮する等の要請や各府省・各都道府県知事に対して官公需による被災中小企業の受注増大の要請が行われている。さらに、中小機構は、被災中小企業、被災自治体及び中小企業復興支援センター<sup>22</sup>に対して「震災復興支援アドバイザー」として専門

<sup>22</sup> 被災地域の中小企業からの各種課題に適切に対応するため、仙台・盛岡・福島にそれぞれ設置され、各センターで受けた相談を踏まえて専門家チームの派遣を行うこととしている。

家を派遣し、中小企業が抱える経営課題や、自治体の復興計画などの相談に応じることとしている。

図表 8 被災中小企業に対するその他の主な支援策

	東日本大震災	阪神・淡路大震災
連絡本部の設置	【「東北地方太平洋沖地震中小企業対策連絡本部」の設置】 ・政府と中小企業関係機関が、中小企業の被災状況や、被災中小企業救済に係る取組状況、今後取り組むべき施策の在り方について情報共有と意見交換	【「中小企業関係緊急連絡本部」の設置】 ・中小企業の被害状況の把握、当面の緊急措置及び今後の復旧施策の円滑な推進
下請中小企業との取引に関する配慮の要請	【親事業者に対する要請】 ・今回の災害の影響を受けた下請中小企業との取引の維持・再開 ・原発事故に関して、科学的・客観的根拠に基づき適切な取引（風評被害の防止） 【都道府県下請企業振興協会に対する要請】 ※下請中小企業振興法第11条に規定された、下請取引のあっせんや下請取引に関する相談対応等を行う機関で、各都道府県が設立したもの（財団等）の通称 ・災害の影響を受けた中小企業者に対して優先的な取引のあっせん ・一時的に取引停止を余儀なくされた従来の親事業者との取引の円滑な再開への配慮	【都道府県下請企業振興協会に対する要請】 ・被害にあった親企業と直接取引のある下請企業及び当該下請企業と取引のある二次以下の下請企業への優先的な取引のあっせん
官公需における受注機会の増大等	【各府省、衆議院、参議院及び会計検査院に対する要請】 ・被災地域の中小企業者向けの発注情報を積極的に提供 ・災害の影響で履行が困難になった契約について、繰越等の措置 【各都道府県知事、人口10万人以上の市及び特別区の長に対する要請】 ・災害の影響を受けた中小企業者の受注機会の増大 ・災害の影響で履行が困難になった契約について、国の取扱いを参考にした措置 【平成23年度第一次補正予算に係る官公需に関する要請】 ・各府省及び所管独立行政法人が行う復旧事業等（地方公共団体を通じて行われる場合も含む）について、被災地域等の中小企業者の受注機会の増大	【関係省庁等に対する要請】 ・関係省庁等に対し、当該省庁等からの被災府県における官公需の発注に当たり、被災地域の中小企業者に対する受注機会の増大に特段の配慮
相談窓口、支援拠点の設置等	【中小企業電話相談ナビダイヤルの継続】 ※一つの窓口で資金繰りなど幅広く相談できる本制度を延長 実施参加機関：各経済産業局、公的金融機関、中小企業関係機関（JETRO、中小機構、知財総合窓口、商工会議所、商工会、中小企業団体中央会等） ※このほかに、各機関にそれぞれ特別相談窓口を設けて対応 【専門家チームの派遣と現地支援拠点の設置】 ・中小機構職員と経営支援等の外部専門家チームを現地に派遣 ・現地支援拠点「中小企業復興支援センター」の設置 ・専門家派遣による個別中小企業へ実践的なアドバイス体制の整備 【商工会、商工会議所における経営相談】 ・窓口相談、巡回相談等	【相談窓口の設置による支援】 ・「中小企業特別相談窓口」の設置 ※政府系中小企業金融3機関の合同 ・「災害対策融資相談窓口」の設置 ※政府系中小企業金融3機関、中小事業団、商工会、商工会議所、中小企業団体中央会等が一体となって対応 ・「中小企業総合相談所」の設置 ※国、県、市・町及び政府系中小企業金融3機関、中小事業団、商工会、商工会議所、中小企業団体中央会等が一体となって対応 ・「地震関係特別相談窓口」の設置 ※災害救助法の適用市町で、商工会及び商工会議所が従来からの相談受付のほかに、地震関係の特別相談を実施

（出所）経済産業省資料から作成

### 3. 福島第一原発事故の中小企業に対する影響

#### （1）被害状況

福島第一原発事故による直接的な被害<sup>23</sup>については、放射性物質の拡散という事故の性質上、政府が福島第一原発から半径 20km 圏内を「警戒区域」に、20km 以遠の地域でも、特に放射線量が高い地域を「計画的避難区域」に指定し、当該地域の全ての住民に対して避難することを求めているため、当該地域における全ての事業者の活動が不可能な状況となっている。また、これまで屋内待避とされた 20km から 30km 圏内の地域についても「緊急時避難準備区域」とされ、住民の自主的避難が求められているため、当該地域での事業活動もほぼ不可能な状況となっている。なお、東京商工リサーチの調査によると、福島第一原発から半径 30km 圏内に本社のある企業は 2,207 社に上り、また、日本商工会議所及び全国商工会連合会の取りまとめによると、警戒区域、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域に属する会員企業は約 5,400 事業所に上る（図表 9）。

<sup>23</sup> 福島第一原発事故に起因する被害としては、本文に掲げた直接的な被害に加え、事業者は事業活動を行えるものの、当該事業活動により生産された物品等が放射性物質によって汚染されているとの風評が広がり売れなくなるといった等の間接的な被害が生じている。具体的には、直接的な被害として福島県産の物品の出荷停止・規制、間接的な被害として、取引先からの納品キャンセル、物流における荷受けの拒否、福島県における観光客の激減等が挙げられる。

図表 9 福島第一原発事故により事業活動が困難な事業者数

県	自治体	東京商工リサーチ調べ	各商工会議所・商工会調べ
福島県	双葉郡	1,087	・原町商工会議所(南相馬市):被災会員 <b>1,230</b> ※管内すべてが福島第一原発から半径30km圏内
	南相馬市	938	
	いわき市	109	・いわき商工会議所(いわき市):被災会員 <b>6</b> ※管内の一部(南部久ノ浜地区)が福島第一原発から半径30km圏内 ・警戒区域、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域に 12の商工会:被災会員 <b>2,927</b>
	田村市	68	
	相馬郡	5	
	合計	<b>2,207</b>	

(注) 東京商工リサーチ調べは、当該自治体に本社を有する被災企業を集計したもの。また、各商工会議所・商工会調べは、被災地域の商工会議所や商工会による会員企業への連絡や会員企業からの報告を取りまとめたもの。数値は2011年5月末時点で入手できたものを掲載した。

(出所) 商工会議所部分につき、日本商工会議所「原子力発電所事故による中小企業の被害の状況について」及び各商工会議所に対するヒアリング、商工会部分につき、全国商工会連合会「中小・小規模事業者の被害の現状について」、いずれも『原子力損害賠償紛争審査会第4回配付資料』(2011.5.16)

## (2) 福島第一原発事故に伴う中小企業支援策

福島第一原発事故により、事業活動が不可能となった事業者に対する支援としては、4月22日に福島県と経済産業省の間で、当該事故により甚大な影響を被った事業者を支援するため、通常の金融支援制度ではない特別な支援制度を創設することが基本合意された。5月23日には制度の詳細が公表され、福島第一原発事故の被災区域から移転を余儀なくされる中小企業等に対して、福島県内の移転先において事業を継続・再開、雇用を維持するために必要な資金の無利子無担保の融資<sup>24</sup>について、6月1日から受付を開始することとした。また、同日、経済産業省、厚生労働省及び福島県が連携して、被災者の雇用機会の拡大及び被災企業の経営支援に取り組むことが確認された<sup>25</sup> (図表10)。

<sup>24</sup> 原子力災害に伴う「特定地域中小企業特別資金」は中小機構の高度化貸付スキームを活用することとし、事業規模は421億円。あわせて、特別資金を利用する中小企業を支援するため、中小企業の経営支援分野で活躍する人材による特別支援チームを編成し、中小企業の経営相談に随時対応するとともに、中小機構による仮設店舗・工場の整備や経営支援を行うこととしている。

<sup>25</sup> 経済産業省によれば、今後図表10に掲げる諸施策を講じることにより、福島県内で約2万人の雇用を創出することを目指すとしている。

図表 10 福島第一原発事故に伴う中小企業支援策

福島第一原発事故に伴う中小企業対策	
融資	<p><b>【特定地域中小企業特別資金】</b>            ※福島第一原子力発電所事故で甚大な影響を被った事業者を支援するための特別な支援制度            ・対象者：「警戒区域」、「計画的避難区域」又は「緊急時避難準備区域」と指定された区域に事業所を有し、その移転を余儀なくされる中小企業者等            ・資金使途：県内の移転先において事業を継続・再開するために必要な事業資金（運転及び設備）            ・貸付限度額：3,000万円            ・貸付期間：20年            ・据置期間：5年            ・貸付利率：無利子</p>
雇用・経営支援	<p><b>【福島県における雇用機会の拡大及び経営支援等への取組】を確認</b>  <b>1. 福島県における雇用創出の取組</b>            ①重点分野雇用創造事業を活用し、新たに8,000人の雇用の場を創出する            ②産業界に対する地元雇用等の要請  <b>2. 中小企業団体等による雇用機会の創出</b>            ①『「日本はひとつ：がんばろう福島県」しごと協議会』等による就労支援等の実施            ②日本商工会議所による合同就職説明会の開催（年内5回をめど）            ③ハローワークによる求人確保の徹底と避難所等への出張相談の実施            ④ハローワークと商工会による無料職業紹介事業の実施（被災者雇用開発助成金）            ⑤全国中小企業団体中央会の協力による新卒者就職応援プロジェクト事業の実施  <b>3. 福島県内に所在する企業に対する事業継続支援を通じた雇用確保</b>            ①金融支援とその周知徹底、中小企業支援専門家の派遣            ②中小機構と立地市町村の協力による仮設店舗・工場等の整備            ③放射線量測定等に対する技術相談と測定体制の整備            ④中小機構が開催する展示会等における福島県産の食品・製品の販路開拓支援  <b>4. 福島県の雇用支援のための更なる取組</b>            ①地域資源活用、農商工連携の積極的な展開と新規企業誘致施策、地域雇用創出施策等の活性化</p>
その他	<p><b>【輸出品の放射線量の検査料への補助】</b>            ※経済産業省が指定する民間検査機関が輸出業者の依頼に応じて輸出品の放射線量検査をする場合に、経費の一部を国が補助する制度            ・補助率：90%（中小企業以外は50%）</p>

（出所）経済産業省資料から作成

#### 4. 今後の課題－「二重ローン」問題への対処と経営支援策の必要性

ここまで述べてきたように、東日本大震災によって被災した中小企業に対して講じられた支援策は、阪神・淡路大震災時の支援策を踏襲したもの、若しくはそれを拡充したものであり、これまで以上に手厚い対応となっている。しかし、今回の震災による被害は我々の想像を大きく超えるものであり、多くの中小企業者にとっては、いまだ事業再建のめどすら立たない状況にある。加えて、これまでに政府が整えた資金繰り支援メニューは、震災前に中小企業者が持っていた既往債務に加えて、事業再建のための新たな借入れ（債務）を強いるものとなっており、被災した中小企業者からは、新たな事業所や工場の再建のためであっても、既往債務の返済のめどが立たない状況の中では、新たな借入れをすることは難しいとの声が聞こえる。

政府は、被災者の生活や事業の早期再建を支援するためには、既往債務の軽減が欠かせないという観点から、このような「二重ローン」問題への対応を検討しており、6月中にも救済策を取りまとめ、平成23年度第二次補正予算での実現を目指すこととしている。具体的な救済策としては、国や自治体などが出資する基金を創設して、被災した

企業や個人の既存ローンの利子を補給する方法<sup>26</sup>、被災者の住宅ローンを放棄した金融機関に対し法人税を軽減する方法<sup>27</sup>、中小企業の債権を買い取り、再建を支援する「中小企業再生ファンド」を被災各県に設置し、当該ファンドが債務の株式化や新規の株式引受けなどで債務の負担軽減や資金支援を行い、中長期的に中小企業の経営を支援する方法<sup>28</sup>等が検討されている。

しかし、「二重ローン」問題の救済に対しては、これまでの災害時に同様の救済策が講じられていないことから過去の対応との公平性や、自ら地震保険に加入したり、現金で住宅を購入したりすることで「二重ローン」を免れた人との公平性を失すとの指摘や、財政健全化が求められている厳しい国の財政事情の中で、2兆7,800億円以上と言われる被災した岩手、宮城、福島3県沿岸部の金融機関が抱える企業、個人向け融資残高<sup>29</sup>について、債務軽減のための費用を国や金融機関がどう分担するのか等救済策実現に向けた調整が難航することを指摘する声もある<sup>30</sup>。被災地において「二重ローン」問題に対する救済を求める声は多く、政府は早急に対応を決定し、実施していく必要があるが、当該救済策が今後編成される補正予算において盛り込まれた際には、政府は国会での議論の場において、前述した指摘に真摯に、かつ明確に答えていく必要がある。

さらに、「二重ローン」問題に解決のめどが立ったとしても、それはあくまで失った事業所や工場等を復元（復旧）するための支援策であるため、今後、政府には、被災中小企業が震災前の経営状態に回復（復興）し、さらに発展していくための経営支援策が求められる。特に、震災によってこれまでの仕入先や取引先を失った中小企業に対して、新たな仕入先や取引先を紹介する等のマッチング事業などは被災中小企業にとってニーズの高いものとなろう<sup>31</sup>。また、これを機会に新たな事業展開を目指す中小企業に対しては、経営面や技術面での支援も欠かせないであろう。被災中小企業が立ち直り、安定した経営を行っていくために、政府は、個々の中小企業の回復度合いに応じたきめ細かい継続的な支援策を揃えておく必要がある。

---

<sup>26</sup> 『毎日新聞』（2011.5.24）

<sup>27</sup> 『毎日新聞』（2011.6.1）

<sup>28</sup> 『毎日新聞』（2011.6.7）

<sup>29</sup> 『毎日新聞』（2011.5.27）

<sup>30</sup> 『産経新聞』（2011.5.10）、『読売新聞』（2011.5.30）、『日本経済新聞』（2011.5.30）等

<sup>31</sup> 『日刊工業新聞』（2011.5.9）